

令和3年松前町規則第3号

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和3年3月31日

松前町長 岡 本 靖

松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年松前町規則第7号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償</p> <p>第16条 条例第11条第2項の町長が規則で定める算出方法は、その月額を次の各号に掲げる<u>パートタイム会計年度任用職員の区分</u>に応じ当該各号に定める方法により定める算出方法とする。</p> <p>(1) <u>通勤のため給与条例第9条第1項第1号に規定する交通機関等（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）</u> 当該パートタイム会計年度任用職員に通勤手当が支給されるものとみなした場合の<u>同条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）</u>とする方法</p> <p>(2) <u>通勤のため給与条例第9条第1項第2号に規定する自動車等（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするパ</u></p>	<p>第3章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償</p> <p>第16条 条例第11条第2項の町長が規則で定める算出方法は、その月額を次の各号に掲げる_____区分に応じ当該各号に定める方法により定める算出方法とする。</p> <p>(1) _____給与条例第9条第1項第1号に規定する交通機関等を利用する場合</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ 当該パートタイム会計年度任用職員に通勤手当が支給されるものとみなした場合の<u>給与条例の規定による通勤手当の額をその支給単位期間の月数で除して得た額</u> _____とする方法</p> <p>(2) _____給与条例第9条第1項第2号に規定する自動車等を使用する場合</p>

パートタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 当該パートタイム会計年度任用職員に通勤手当が支給されるものとみなした場合の給与条例の規定による通勤手当の額に、当該パートタイム会計年度任用職員のその月の出勤日数（その日数が21日を超えるときは、21日とする。）を21で除して得た数を乗じて得た額とする方法

(3) 通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 同条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と前号に定める方法により算出した額とを合計した額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする方法

（給与の支給日）

第22条 条例第21条第2項 _____ に規定する町長が規則で定める日は、次の各号に掲げる給与の区分に応じ当該各号に定める日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。

_____ 当該パートタイム会計年度任用職員に通勤手当が支給されるものとみなした場合の給与条例の規定による通勤手当の額に、当該パートタイム会計年度任用職員のその月の出勤日数（その日数が21日を超えるときは、21日とする。）を21で除して得た数を乗じて得た額とする方法

（給与の支給日）

第22条 条例第21条第2項及び第3項に規定する _____ 規則で定める日は、10日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。

(1) 条例第21条第2項第1号に掲げる給与 同号に定める月の21日

(2) 条例第21条第2項第2号に掲げる給与のうち、基本報酬の額が月額で定められているパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当又は休日勤務手当に相当する報酬及びフルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当又は宿日直手当 同号に定める月の21日

(3) 条例第21条第2項第2号に掲げる給与のうち、基本報酬の額が日額又は時間額で定められているパートタイム会計年度任用職員の給与 同号に定める月の10日

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。